

○経済産業省令 号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号）の施行に伴い、及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）の規定に基づき、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月 日

経済産業大臣 世耕 弘成

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の次に次の三条を加える。

第二十一条の二 法第十七条第一項に規定する経済産業省令で定める基準は、同項の規定による認定の申請に係る事業の電気の使用に係る原単位（以下この条において単に「原単位」という。）の算定の基礎とな

る事項を継続的に把握しており、かつ、次の各号のいずれかに適合することとする。

一 法第十七条第三項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の十一月一日前に終了した直近の事業年度（以下この条において「申請前事業年度」という。）に係る原単位を申請前事業年度の四事業年度前の事業年度に係る原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合（次号において「申請前事業年度に係る四事業年度変化率」という。）が九十九パーセント以下であること。

二 申請前事業年度又はその前事業年度において、各事業年度に係る原単位がそれぞれの事業年度の前事業年度の原単位以下であり、かつ、申請前事業年度に係る四事業年度変化率が百五パーセント以下であること。

三 申請前事業年度の前事業年度（以下この条において「申請前々事業年度」という。）に係る原単位を申請前々事業年度の四事業年度前の事業年度に係る原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合（次号において「申請前々事業年度に係る四事業年度変化率」という。）が九十九パーセント以下であること。

四 申請前々事業年度又はその前事業年度において、各事業年度に係る原単位がそれぞれの事業年度の前

事業年度の原単位以下であり、かつ、申請前々事業年度に係る四事業年度変化率が百五パーセント以下であること。

五 前各号に掲げる要件と同等以上のものとして経済産業大臣が別に告示する要件を満たすこと。

六 前各号に掲げる要件に適合しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められること。

第二十一条の三 令第二条第三項第一号に規定する経済産業省令で定める種類の事業は、日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）に掲げる大分類に掲げる産業のうち次の各号に掲げるものに属する種類の事業とする。

一 農業、林業

二 漁業

三 鉱業、採石業、砂利採取業

四 製造業

第二十一条の四 令第二条第三項第一号に規定する経済産業省令で定める基準は、第二十一条の二第一号、第二号、第五号又は第六号のいずれかに該当することとする。

様式第十一を次のように改める。

様式第11 (第21条関係)

受付番号 (経済産業局記載欄)	
前年度の受付番号	

賦課金に係る特例の認定申請書

_____年 月 日

経済産業大臣 殿

住所 (〒 -)
 名称 : _____ 印
 申請者 代表者役職 : _____
 氏名 : _____
 (法人番号 : _____)
 (法人にあつては名称、法人番号(法人番号がある場合)及び代表者の役職・氏名)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「法」という。)第17条第1項の規定により、賦課金に係る特例の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

第1表 申請事業及び申請事業所に関する事項 (※以外の項目は公表の対象となる。)

※申請に用いた事業年度 ^(注1) (年 月 日) ~ (年 月 日)						
申請事業に関する情報						
事業の種類 ^(注2) : 細分類番号 ()	当該事業の内容 ^(注1) :					
当該事業の電気の使用量 ^(注1) : (第2表の④を転載) _____ kWh	事業所の名称 : 年間の申請事業に係る電気の使用量 ^(注1) : _____ kWh					
当該事業の売上高 ^{(注1)(注2)} : _____ 千円	当該事業所の所在地 : (〒 -)					
当該事業の原単位 ^{(注1)(注3)} : _____ kWh/千円	※電気の供給を受ける小売電気事業者等の名称 _____					
	※当該小売電気事業者等より付与されている識別番号 ^(注4) : _____					
	※事業所全体の電気の使用量における申請事業の電気使用割合 _____ %					
電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況						
○原単位の推移 ^(注5)						
事業年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
原単位 ^(注3)						
対前年度比(%) ^(注6)		① %	② %	③ %	④ %	⑤ %
申請前年度に係る四事業年度変化率 ^(注7) :		%				
申請前々年度に係る四事業年度変化率 ^(注7) :		%				

- (注1) 法第17条第3項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の11月1日前に終了した直近の事業年度のものを記載すること。
- (注2) 公認会計士又は税理士に確認を求め、その確認の書面を別途提出すること。また、記載する売上高は、申請に用いた事業年度の計算書類（監査済み財務諸表又は税務申告書に添付した決算書等）を基礎とし、1に満たない端数は、切り捨てるものとする。事業の種類については、原則として日本標準産業分類の細分類番号(4桁)と細分類業種名を記載する。
- (注3) 原則として、小数点以下第二位未満の端数を切り捨て、小数点以下第二位までの値を記載すること。
- (注4) 識別番号とは、小売電気事業者等より顧客ごとに付与されている番号（お客さま番号、電気番号等と呼ばれる。）であり、当該事業所に複数の電気契約がある場合は、全て記載が必要。
- (注5) 法第17条第3項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の11月1日前に終了した直近の事業年度から起算して過去6事業年度分の原単位（売上高千円当たりの電気の使用量（キロワット時で表した量をいい、小売電気事業者等から供給を受けた電気の使用量に限る。））及び原単位の対前年度比(単位：%)を記載する。
- (注6) 原単位の対前年度比は、小数点以下第二位未満の端数を切り捨て、小数点以下第二位までの値を記載すること。
- (注7) 申請前年度に係る四事業年度変化率 = $(② \times ③ \times ④ \times ⑤)^{1/4}$
 申請前々年度に係る四事業年度変化率 = $(① \times ② \times ③ \times ④)^{1/4}$
 四事業年度変化率について、1に満たない端数は、切り捨てるものとする。

届出担当者 連絡先	担当者名	
	所属部課	
	所在地	(〒 -)
	電話番号	
	Eメール	

----- (以下は経済産業局記載欄) -----

年 月 日

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、認定する（ 年度における特例分）。なお、当該事業所に適用される法第17条第3項2号の規定に基づく割合は（ / 100）とする。

○当該事業所における、当該認定に係る事業に係る電気の使用割合： %

経済産業大臣

(留意事項) 本認定を受けた後は速やかに、対象事業所に電気を供給している小売電気事業者等に、本認定を受けた旨をお申し出ください。

様式第11（第21条関係）

※共同受電形態をとる事業所用

受付番号 (経済産業局記載欄)	
前年度の受付番号	

賦課金に係る特例の認定申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住所 (〒 -)
 名称： 印
 申請者 代表者役職：
 氏名：
 (法人番号：)
 (法人にあっては名称、法人番号(法人番号がある場合)及び代表者の役職・氏名)
 住所 (〒 -)
 名称： 印
 小売電気事業者等との直接契約者 代表者役職：
 氏名：
 (法人番号：)
 (法人にあっては名称、法人番号(法人番号がある場合)及び代表者の役職・氏名)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「法」という。)第17条第1項の規定により、賦課金に係る特例の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

共同第1表 申請事業及び申請事業所に関する事項 (※以外の項目は公表の対象となる。)

※申請に用いた事業年度(注1) (年 月 日) ~ (年 月 日)						
申請事業に関する情報						
事業の種類(注2)：	当該事業の内容(注1)：					
細分類番号()	事業所の名称：					
当該事業の電気の使用量(注1)： (第2表の④を転載)	年間の申請事業に係る電気の使用量(注1)： kWh					
kWh	当該事業所の所在地： (〒 -)					
当該事業の売上高(注1)(注2)：	共同受電に関する情報					
千円	※電気の供給を受ける小売電気事業者等の名称：					
当該事業の原単位(注1)(注3)：	※当該小売電気事業者等より付与されている識別番号(注4)：					
kWh/千円	※共同受電における当該事業所の電気の使用率： (第4表の3を転載)	%				
電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況		※事業所全体の電気の使用量における申請事業の電気使用割合 (第3表の申請事業の構成割合を転載)				
○原単位の推移(注5)		%				
事業年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
原単位(注3)						
対前年度比(%) (注6)		① %	② %	③ %	④ %	⑤ %
申請前年度に係る四事業年度変化率(注7)：		%				
申請前々年度に係る四事業年度変化率(注7)：		%				

- (注1) 法第17条第3項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の11月1日前に終了した直近の事業年度のものを記載すること。
- (注2) 公認会計士又は税理士に確認を求め、その確認の書面を別途提出すること。また、記載する売上高は、申請に用いた事業年度の計算書類（監査済み財務諸表又は税務申告書に添付した決算書等）を基礎とし、1に満たない端数は、切り捨てるものとする。事業の種類については、原則として日本標準産業分類の細分類番号(4桁)と細分類業種名を記載する。
- (注3) 原則として、小数点以下第二位未満の端数を切り捨て、小数点以下第二位までの値を記載すること。
- (注4) 識別番号とは、小売電気事業者等より顧客ごとに付与されている番号（お客さま番号、電気番号等と呼ばれる。）であり、当該事業所に複数の電気契約がある場合は、全て記載が必要。
- (注5) 法第17条第3項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の11月1日前に終了した直近の事業年度から起算して過去6事業年度分の原単位（売上高千円当たりの電気の使用量（キロワット時で表した量をいい、小売電気事業者等から供給を受けた電気の使用量に限る。））及び原単位の対前年度比の変化率(単位：%)を記載する。
- (注6) 原単位の対前年度比は、小数点以下第二位未満の端数を切り捨て、小数点以下第二位までの値を記載すること。
- (注7) 申請前年度に係る四事業年度変化率 = $(② \times ③ \times ④ \times ⑤)^{1/4}$
 申請前々年度に係る四事業年度変化率 = $(① \times ② \times ③ \times ④)^{1/4}$
 四事業年度変化率について、1に満たない端数は、切り捨てるものとする。

届出担当者 連絡先	担当者名	
	所属部課	
	所在地	(〒 -)
	電話番号	
	Eメール	

----- (以下は経済産業局記載欄) -----

年 月 日

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、認定する（ 年度における特例分）。なお、当該事業所に適用される法第17条第3項2号の規定に基づく割合は（ /100）とする。

○共同受電における当該事業所の電気の使用率： %

○当該事業所における当該認定に係る事業に係る電気の使用割合： %

経済産業大臣

(留意事項) 本認定を受けた後は速やかに、対象事業所に電気を供給している小売電気事業者等に、本認定を受けた旨をお申し出ください。

様式第11（第21条関係）
 ※テナント受電形態をとる事業所用

受付番号 (経済産業局記載欄)	
前年度の受付番号	

賦課金に係る特例の認定申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住所 (〒 -)
 名称： 印
 申請者 代表者役職：
 氏名：
 (法人番号：)
 (法人にあっては名称、法人番号(法人番号がある場合)及び代表者の役職・氏名)
 住所 (〒 -)
 名称： 印
 小売電気事業者等との直接契約者 代表者役職：
 氏名：
 (法人番号：)
 (法人にあっては名称、法人番号(法人番号がある場合)及び代表者の役職・氏名)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「法」という。)第17条第1項の規定により、賦課金に係る特例の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

テナントー第1表 申請事業及び申請事業所に関する事項 (※以外の項目は公表の対象となる。)

※申請に用いた事業年度(注1) (年 月 日) ~ (年 月 日)						
申請事業に関する情報						
事業の種類(注2)： _____ 細分類番号() 当該事業の電気の使用量(注1)： (第2表の④を転載) _____ kWh 当該事業の売上高(注1)(注2)： _____ 千円 当該事業の原単位(注1)(注3)： _____ kWh/千円	当該事業の内容(注1)： _____ 事業所の名称： _____ 年間の申請事業に係る電気の使用量(注1)： _____ kWh 当該事業所の所在地：(〒 -) _____ テナント受電に関する情報 ※電気の供給を受ける小売電気事業者等の名称： _____ ※当該小売電気事業者等より付与されている識別番号(注4)： _____ ※事業所全体の電気の使用量のうち申請者が申請事業において使用する電気の使用量の割合： _____ %					
電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況						
○原単位の推移(注5)						
事業年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
原単位(注3)						
対前年度比(%) (注6)		① %	② %	③ %	④ %	⑤ %
申請前年度に係る四事業年度変化率(注7)：		%				
申請前々年度に係る四事業年度変化率(注7)：		%				

- (注1) 法第17条第3項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の11月1日前に終了した直近の事業年度のものを記載すること。
- (注2) 公認会計士又は税理士に確認を求め、その確認の書面を別途提出すること。また、記載する売上高は、申請に用いた事業年度の計算書類（監査済み財務諸表又は税務申告書に添付した決算書等）を基礎とし、1に満たない端数は、切り捨てるものとする。事業の種類については、原則として日本標準産業分類の細分類番号(4桁)と細分類業種名を記載する。
- (注3) 原則として、小数点以下第二位未満の端数を切り捨て、小数点以下第二位までの値を記載すること。
- (注4) 識別番号とは、小売電気事業者等より顧客ごとに付与されている番号（お客さま番号、電気番号等と呼ばれる。）であり、当該事業所に複数の電気契約がある場合は、全て記載が必要。
- (注5) 法第17条第3項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の11月1日前に終了した直近の事業年度から起算して過去6事業年度分の原単位（売上高千円当たりの電気の使用量（キロワット時で表した量をいい、小売電気事業者等から供給を受けた電気の使用量に限る。））及び原単位の対前年度比の変化率(単位：%)を記載する。
- (注6) 原単位の対前年度比は、小数点以下第二位未満の端数を切り捨て、小数点以下第二位までの値を記載すること。
- (注7) 申請前年度に係る四事業年度変化率 = $(② \times ③ \times ④ \times ⑤)^{1/4}$
 申請前々年度に係る四事業年度変化率 = $(① \times ② \times ③ \times ④)^{1/4}$
 四事業年度変化率について、1に満たない端数は、切り捨てるものとする。

届出担当者 連絡先	担当者名	
	所属部課	
	所在地	(〒 -)
	電話番号	
	Eメール	

----- (以下は経済産業局記載欄) -----

年 月 日

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、認定する（ 年度における特例分）。なお、当該事業所に適用される法第17条第3項2号の規定に基づく割合は（ / 100）とする。

○事業所全体の電気の使用量のうち申請者が申請事業において使用する電気の使用量の割合： %

経済産業大臣

(留意事項) 本認定を受けた後は速やかに、対象事業所に電気を供給している小売電気事業者等に、本認定を受けた旨をお申し出ください。

第2表 申請事業の電気の使用量

1. 申請事業の日本標準産業分類への該当

申請事業において製造する製品又は提供するサービス (注8)					
当該申請事業の日本標準産業分類への該当 (注9)					
日本標準産業分類上の事業の種類			日本標準産業分類上の事業の分類番号		

(注8) 申請事業において製造する製品又はサービスの内容を具体的に記載すること。

(注9) 原則として、日本標準産業分類の細分類に該当する業種名及び分類番号を記載すること。

2. 申請事業の電気の使用量 (注10)

番号	事業所の名称	事業所の所在地	共同受電又はテナント受電 (注11) ※共同受電に該当する場合は、当該事業所について第4表を作成	申請事業の電気の使用量
1		(〒 -)	<input type="checkbox"/> 共同受電形態をとる <input type="checkbox"/> テナント受電形態をとる <input type="checkbox"/> 共同又はテナント受電形態をとらない	① (第3表の①を転載) _____ kWh
2		(〒 -)	<input type="checkbox"/> 共同受電形態をとる <input type="checkbox"/> テナント受電形態をとる <input type="checkbox"/> 共同又はテナント受電形態をとらない	② (第3表の②を転載) _____ kWh
3		(〒 -)	<input type="checkbox"/> 共同受電形態をとる <input type="checkbox"/> テナント受電形態をとる <input type="checkbox"/> 共同又はテナント受電形態をとらない	③ (第3表の③を転載) _____ kWh
合 計				④=①+②+③ _____ kWh

(注10) 申請事業を営む事業所が4つ以上になる場合は、枠の追加を行うこと。

(注11) 共同受電とは事業所を別にする複数の需要家が1つの需給地点を設定して小売電気事業者等と1つの需給契約を締結する受電方式。テナント受電とは事業所を一にする複数の需要家が、1つの需給地点を設定して小売電気事業者等と1つの需給契約を締結する受電方式。

第3表 申請事業を営む事業所における事業ごとの電気の使用量 (注12・注13)

1. 事業所1 () (注14)に関する情報

事業区分	経済的指標に関する情報 (注15・注16)		電気の使用量
	指標 (注17)	構成割合 (注19)	
申請事業	⑤ (単位 (注18) :)	⑧ (=⑤÷⑦×100) %	⑩ (=⑧×⑩) kWh
申請事業 以外の事業	⑥ (単位 (注18) :)	⑨ (=⑥÷⑦×100) %	⑫ (=⑨×⑩) kWh
事業所 全体の値	⑦ (=⑤+⑥) (単位 (注18) :)	%	⑩ : 申請者が使用した総量 (注20) kWh
			事業所全体の電気の使用量 (注20) kWh

2. 事業所2 () (注14)に関する情報

事業区分	経済的指標に関する情報 (注15・注16)		電気の使用量
	指標 (注17)	構成割合 (注19)	
申請事業	⑬ (単位 (注18) :)	⑯ (=⑬÷⑮×100) %	⑲ (=⑯×⑱) kWh
申請事業 以外の事業	⑭ (単位 (注18) :)	⑰ (=⑭÷⑮×100) %	⑳ (=⑰×⑱) kWh
事業所 全体の値	⑮ (=⑬+⑭) (単位 (注18) :)	%	⑱ : 申請者が使用した総量 (注20) kWh
			事業所全体の電気の使用量 (注20) kWh

3. 事業所3 () (注14)に関する情報

事業区分	経済的指標に関する情報 (注15・注16)		電気の使用量
	指標 (注17)	構成割合 (注19)	
申請事業	㉑ (単位 (注18) :)	㉔ (=㉑÷㉓×100) (%)	㉗ (=㉔×㉖) kWh
以外の事業	㉒ (単位 (注18) :)	㉕ (=㉒÷㉓×100) (%)	㉘ (=㉕×㉖) kWh
全体の値	㉓ (=㉑+㉒) (単位 (注18) :)	%	㉖ : 申請者が使用した総量 (注20) kWh
			㉚ kWh

12) 第3表に記載できる電気の使用量は、小売電気事業者等より直接又は間接に供給を受けたものに限る。このため、自家発電設備から供給を受けた電気その他小売電気事業者等以外から供給を受けた電気の使用量は、ここに計上してはならない。

(注13) 申請事業を営む事業所が4つ以上になる場合は、表の追加を行うこと。

(注14))内には事業所名を記載する(略称可)。

15) 経済的指標とは、当該事業所において複数の事業が営まれている場合に、当該事業所における各事業の売上高、出荷額、費用、付加価値、生産量、出荷量、販売量のいずれかの値を指す。ただし、事業所において営まれる事業が1つしか存在しない場合、経済的指標の記載は不要であるものの、申請事業及び事業所全体の数値については記載する必要がある。また、経済的指標は全事業所共通の指標を使用すること。ただし、電力会社が設置したメーターによる区分計測が可能な事業所は除く。

(注16) 経済的指標を用いる場合は、申請に用いた事業年度の計算書類(監査済み財務諸表又は税務申告書に添付した決算書等)を基礎として、その根拠となる資料を用意する。経済的指標のうち、「申請事業」「申請事業以外の事業」「事業所全体の値」については、公認会計士又は税理士に確認を求めること。また、申請時には、当該根拠資料及び公認会計士又は税理士の確認の書

面を別途提出すること。

- (注 17) 売上高、出荷額、費用、付加価値、生産量、出荷量、販売量のいずれか一つを選択すること。ただし、電力会社が設置したメーターによる区分計測が可能な場合、区分計測とここに記載すること。
- (注 18) 売上高、出荷額、費用、付加価値の単位は千円とする。
- (注 19) 小数点以下第二位未満の端数を切り捨て、小数点以下第二位までの値を記載すること。端数処理によって構成割合の合計値が100%とならない場合があるが、その際は端数処後の申請事業と非申請事業の割合の合計が記載されていれば可。
- (注 20) 電気の使用量を証明する書類を別途提出すること。

備 考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 本様式は、第1表は両面印刷とし、それ以外は片面印刷とすること。
- 4 印刷した本様式は、ホチキス留めせず、用紙の左上をクリップ留めすること。
- 5 第1表の事業の内容では、当該事業がどのような製品又はサービスを扱っているのか、当該事業がどのように製品を製造又はサービスを提供しているのか、当該事業が扱う製品又はサービスを販売する市場又は顧客の種類はどのようなものか、また、その他事業の内容を説明するに当たり必要と判断される事項等を説明すること。
- 6 第3表の経済的指標とは、以下のとおり。

売上高とは、事業所で製造された製品、或いは、提供されたサービスが、当該事業所から外部へ販売された際の金額とする。

出荷額とは、工業統計調査における製造品出荷額の定義に従い、売上高より積込料、運賃、保険料及びその他諸掛を除いたものとする。

費用とは、

- ① 原材料使用額等（※）
- ② 売上原価
- ③ 売上原価及び販売費及び一般管理費

のいずれかを、事業ごとに按分したものとする。かかる按分の方法は、申請者が普段行っている管理会計と同じとなるようにすること。

（※）工業統計調査における定義。原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税額を含む。

付加価値とは、売上高より原材料使用額等を除いたものとする。ただし、付加価値を使うことができるのは、この値が正の値となっている場合に限る。

生産量、出荷量、販売量とは、事業所に係る製品の数量とする。なお、これらの指標の使用は、製品の特性が類似しており、共通単位（トン、個数等）での比較が可能である場合に限り認められる。各指標の詳細な定義は、生産動態統計の定義に従い、以下のとおり。

- ・生産量とは、事業所が実際に生産（受託生産を含む。）した製品の数量。ただし、仕掛中の半製品は除く。
- ・出荷量とは、事業所及び同事業所が契約の主体となって借り受けている倉庫又は保管場所から、実際に出荷した数量。
- ・販売量とは、出荷量のうち、次の事由に該当するもの。
 - ① 販売業者又は消費者である他企業に直接販売したもの
 - ② 販売することを目的として本社、営業所又は中継地などに出荷したもの
 - ③ 受託生産品を販売業者（消費者を含む。）である委託者へ出荷したもの
 - ④ 同一製品を生産していない同一企業内の他工場へ出荷したもの（全くの転売品）

経済的指標は全事業所共通の指標を使用すること。ただし、電力会社が設置したメーターによる区分計測が可能な事業所は除く。

(以上)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。

(平成二十九年度に係る賦課金に係る特例に関する経過措置)

第二条 平成二十九年度に係る法第十七条第一項の規定による認定を受けようとする者に対する第二十一条第五項及び第六項の規定の適用については、同条第五項中「十一月一日から十一月末日まで」とあるのは「十一月二十一日から十二月十九日まで」と、「前年度の十二月末日まで」とあるのは「前年度の一月末日まで」と、同条第六項中「前年度の二月一日まで」とあるのは「前年度の三月一日まで」とする。